

令 7 山 労 委 第 6 2 号
令和 7 年 (2025 年) 9 月 2 4 日

一般社団法人山口県医師会 様

山口県労働委員会
会長 通山 和史



「個別労働紛争処理制度」周知月間における御協力について（依頼）

山口県労働委員会の業務につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中央労働委員会及び各都道府県労働委員会では、毎年 10 月を「個別労働紛争処理制度」の周知月間としており、一人でも多くの皆様に「あっせん制度（※）」について知っていただけるよう、全国一斉に周知を強化することとしています。

つきましては、上記周知期間に貴会でチラシを配布いただくなどにより、周知に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※ 「あっせん制度」について

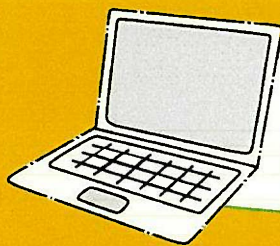
当労働委員会では、労働者個人・労働組合と使用者の間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家である「あっせん員（労働委員会の委員）」が仲立ちし、公正・中立な立場で紛争の解決に向けて支援する「あっせん制度」を設けています。本制度は、団体交渉の膠着状況の打開など、使用者側からも申請することができ、無料で御利用いただけます。

あっせんのうち、労働者個人と使用者との争いを個別あっせん（個別労働紛争処理制度）、労働組合と使用者との争いを集団あっせんと呼んでおり、申請書は異なりますが、手続の流れ等は同一です。

山口県労働委員会事務局
担当：中村、篠原
TEL 083-933-4444
FAX 083-928-7072



費用は
無料！



職場のトラブルで
困っていませんか？

山口県労働委員会のあっせん

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、職場で生じた労働紛争について話し合いによる解決をお手伝いします。

あっせんは、**労働者・使用者どちらからでも申請できます。**

使用者の皆様 ～活用例～

- ・社員から高額な退職金の上乗せを求められ困っている。
- ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。
- ・団体交渉で何度も協議したが、合意に至らない。



労働委員会とは？

労働委員会は、労使間のトラブルの解決をお手伝いする行政機関で、公正な立場で紛争の迅速・円満な解決に努めます。

あっせんの5つのメリット！

お気軽にご相談ください

簡単

無料

非公開

非対面

早期解決



あっせんとは？

労働者個人・労働組合と、使用者との間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名（公益委員（学識経験者等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等））が仲立ちし、話し合い（非公開・非対面）による解決をお手伝いする制度です。

あっせんの流れ

①申請書の提出



労働者(個人・組合)、使用者のいずれからでも申請できます。申請は、原則、あっせん申請書を提出するのみで、簡単です。

②調査



事務局職員が、当事者双方から、個別に事情を伺います。

③あっせんの実施



あっせん員が、個別に双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

不開始

相手方があっせんを応諾しなかった時

打ち切り

解決の見込みがない時

取下げ

申請者の都合など

合意書の作成

当事者が合意した時は、多くの場合、書面による合意（口外禁止条項付き）を取り交わします。



合意書

お問い合わせ 山口県労働委員会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1（山口県庁7階）

TEL : 083-933-4444 FAX : 083-928-7072

Email : a34000@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはWebで

